

## 西洲卸団地ホール管理規約

### (目的)

第1条. 本規約は、西洲卸団地ホール（以下「卸団地ホール」という）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用者の範囲)

第2条. 卸団地ホールは、組合員の使用に供するものとする。また、組合員の使用に支障を及ぼさない範囲において、員外利用を認めることができる。ただし、以下の各号の一に該当するときは、組合員、員外ともに使用を認めない。

2. 使用契約成立後に以下の各号の一に該当することが判明し、使用を取消されたことで生じた損害について、組合は一切責任を負わないものとする。
  - (1)公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき
  - (2)組合業務執行上支障があると認めるとき
  - (3)卸団地ホールの管理上支障があると認めるとき
  - (4)布教の目的で利用するとき及び政治目的のために利用するとき
  - (5)その他組合において使用を不相当と認めるとき

### (使用の承認)

第3条. 卸団地ホール及び附属設備、什器備品類を使用する者は、様式「西洲卸団地ホール使用等申込書」を組合に提出し、組合の承認を得なければならない。

2. 利用に際しては、原則として火気を使用しないものとする。ただし、火気を使用する場合は事前に組合の承認を得るとともに、使用者側で消火器具の準備をする。

### (使用料金)

第4条. 卸団地ホールの使用料金は、別表「西洲卸団地ホール使用料金表」のとおりとする。

2. 「西洲卸団地ホール使用料金表」の改定については、組合の理事会において決定する。

### (使用料の納付等)

第5条. 使用料は、使用後に組合が指定する銀行口座に全額を振込みするか、直接組合に現金払いとする。ただし、卸団地ホールを初めて使用する場合は、前払いとする。また、法人格のない個人等が使用する場合は、常に前払いとする。

2. すでに納めた使用料は返金しない。ただし、組合が特別の理由があると認めたときは、その全部または一部を返金することができる。

### (使用の変更、取消し)

第6条. 使用者が使用の変更または取消しをしようとするときは、第3条の様式による申込書を組合に提出しなければならない。ただし、使用日の当日及び前日の使用取消しは、使用料金の半額をキャンセル料として組合に支払わなければならない。

(使用後の原状回復)

第7条. 使用者は、使用を終えたときは原則として使用場所の形態や什器備品類を速やかに原状に復さなければならない。ただし、組合が原状回復の必要がないと認めた箇所については免除する。

2. 卸団地ホール及び給湯室の使用によって生じたゴミや持込み残物の片づけは使用者が責任をもって行い、持ち帰るものとする。

(損害の弁償)

第8条. 使用者の故意または過失により、卸団地ホール及び附属設備、什器備品類を破損、汚損または紛失したときは、使用者の責任において組合に損害を弁償しなければならない。

附則

この規程は平成2年7月10日より施行する

平成5年8月1日一部改正

平成6年10月1日一部改正

平成8年7月26日一部改正

平成8年8月23日一部改正

平成15年5月14日一部改正

平成27年5月26日に規程を廃止し規約として制定

平成30年4月1日使用料金表を改正

令和2年5月28日一部改正